

新 建 産 第 2 号
平 成 2 3 年 4 月 4 日

会 員 様

社団法人新潟県建設産業団体連合会
会 長 本 間 達 郎

平成23年度東北地方太平洋沖地震（長野県北部地震を含む。）における
災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(通知)

このことについて、新潟労働局労働基準部長から新潟県土木部長を通じ、別紙のとおり通知がありましたので、貴会（組合）員に対し周知くださるよう、よろしく
お願いいたします。



監 第 4 6 0 7 号
平成23年3月30日

(社)新潟県建設業協会会長様
(社)新潟県建設産業団体連合会会長様
新潟県電気工事工業組合理事長様
(社)新潟県建築組合連合会会長様
(社)新潟県空調衛生工事業協会会長様
(社)新潟県建設専門工事業団体連合会会長様
(社)新潟県電設業協会会長様
(社)新潟県解体工事業協会会長様

新潟県土木部長

平成23年東北地方太平洋沖地震（長野県北部地震を含む。）における
災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

標記のことについて、別添写しのとおり新潟労働局労働基準部長から通知があったので、貴会傘下の会員に対し周知をお願いします。



担当：監理課建設業室
植木 025-280-5386

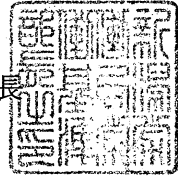


新労基収第18号の2
平成23年3月25日

新潟県土木部長 殿



新潟労働局労働基準部長



平成23年東北地方太平洋沖地震(長野県北部地震を含む。)における
災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震が発生し、建設物、交通機関、電話、電気、ガス、水道等の施設に大きな被害が発生しました。

政府においては、災害応急活動に総力を挙げて取り組んでいるところでありますが、今後、災害の状況に応じ、地域によっては被害を受けた建設物の解体・改修工事や交通機関等の災害復旧工事を早急に進めることが必要となります。また、新潟県内においては、特に今後、融雪期を迎え、災害復旧工事等における雪崩、土砂崩壊等の発生も危惧されるところです。

つきましては、出張作業時も含めて災害復旧工事等における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、特に下記の労働災害防止に十分留意した施工が行われるよう、施工業者等に対し、周知を図られたくお願いいたします。

記

1 余震の発生に留意した安全な施工

引き続き余震が発生する可能性があるため、津波による災害を含め余震による二次災害の防止に留意した安全な施工の徹底を図ること。

2 土砂崩壊災害の防止

作業箇所等を事前に十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、これに基づき作業を行うこと。

点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。

土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること。

3 港湾施設、防波堤、道路、鉄道等の復旧工事における災害の防止

港湾施設や防波堤の補修工事、路盤の補修、軌道の付替、橋桁や橋脚の補修工事等が行われることが予想されるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、津波による災害の防止等の徹底を図ること。

4 電気・通信工事における災害の防止

電気・通信施設の復旧のためには、高所作業、高所作業車を用いる作業等が行われるので、墜落防止措置、高所作業車の転倒防止措置等の徹底を図ること。

5 ガス・水道復旧工事における災害の防止

掘削作業に伴う土砂崩壊災害防止措置のほか、各種の建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。

6 建築物等の解体、改修工事、がれきの処理における石綿等ばく露の防止

防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。

7 土石流災害の防止

作業場所から上流の河川の形状等を事前に十分に調査すること、土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等について労働者に十分周知すること等により、土石流災害防止対策の徹底を図ること。

8 雪崩災害の防止

「雪崩等災害防止対策要領」等に基づき、雪崩災害の防止対策の徹底を図ること。
雪崩発生の危険が認められる場合は、直ちに作業を中止すること。

雪崩等災害防止対策要領（昭和56年11月14日付改正）

新潟労働基準局

1. 目的

本要領は、新潟労働基準局管内における雪崩等による労働災害の絶無を期するため、雪崩等災害防止の基本的要領を定めたものである。

2. 対象

積雪期間中に、雪崩による労働災害発生のおそれのある山間地等斜面下の場所で、次の工事（以下「積雪期工事」という）を施工する事業とする。

ただし、積雪期間中には工事を中止し、融雪後雪崩のおそれがなくなってから工事を再開する事業を除くものとする。

- (1) 工事現場に事務所、寄宿舍等の建設物を設け、積雪期間中工事を行う事業
- (2) 工事現場には作業所、休憩所等必要最小限の建設物を設けるのみに止め、原則として現場へ労働者が通勤することにより工事を行う事業

3. 局の実施する事項

- (1) 「積雪期工事」を施工する事業場に対しての指導資料の提供を行う。
- (2) 前記事業場に対して、必要により、労災防止指導員等の派遣を行う。
- (3) 関係公共工事発注機関等に対して、必要により協力要請を行う。

4. 署の実施する事項

- (1) 「積雪期工事」を行う事業の把握を行い、当該事業場より積雪期間中の工事に関し別に定める「雪崩労働災害防止対策計画書」（以下「計画書」という）を提出せしめ、検討の上指導を行う。

上記計画書には次の事項を明らかにした書類を添付せしめること。

- ① 「積雪期設備」のための事務所、作業所、寄宿舍、診療所、詰所、コンプレッサー室、倉庫等一切の建設物（以下「積雪期設備」という）の構造、配置図
- ② 「積雪期設備」の積雪に関する強度計算
- ③ 「積雪期設備」、作業場所、通行路等を明示した地形図（等高線の入ったもの）
- ④ 過去における雪崩、積雪等に関する調査記録
- ⑤ 積雪期における雪崩防止対策として、「積雪期設備」、通行路を防護するために設ける雪崩防止柵、スノーセット、積雪堤等の構造、配置図
- ⑥ 「積雪期設備」の除雪に関する事項
- ⑦ 「積雪期工事」における医療対策

- ⑧ 「積雪期工事」における防火対策
- ⑨ 緊急時における連絡の方法
- ⑩ 雪崩地帯の通行時の安全の確保に関する事項

(2) 新規の「積雪期工事」現場のうち、必要と認めるものについては実地調査を行う。

5. 事業場の実施する事項

(1) 積雪地域での山間地等で工事に着手する際、工期が積雪期間を含む場合にあっては、「積雪期設備」及び作業場所が雪崩のおそれのない場所を選定すること。

(2) 前記2にいう「積雪期工事」を行うことが決定した場合は、前記4.(1)に定める「計画書」を署へ提出すること。

なお、前記2.(2)に該当する事業についての「計画書」は、4.(1)に定める項目のうち、②、⑦、⑧は省略して差支えないこと。

(3) 「積雪期工事」計画の樹立及び「計画書」の作成にあたって考慮すべき細部事項は次のとおりである。

① 管理体制の確立

通常の安全管理体制に更に「積雪期工事」に関する特別な管理体制を付加すること。

② 計画積雪深及び雪崩に関する情報の収集と検討

最寄りの気象観測機関その他土地の住民等から、可能な限り長期の積雪記録及び雪崩の有無等を調査し、計画積雪深（「計画書」の対象とする最大積雪深の意）を決定すると共に「計画書」作成に当っては充分検討を加えること。

③ 「積雪期設備」作業場所の決定

上記の決定にあたって、地形、林相を勘案することは当然であるが、その後の変化（斜面の切取り、上方の立木伐倒等の有無又はその計画の有無）を確認すること。

④ 「積雪期設備」の配置及び構造

a) 建物の配置

建物は地形に応じて集中若しくは分散する。

b) 構造

イ 建屋の強度が充分積雪荷重に耐え得る構造であること。

ロ 方杖、ひうち、筋かい等を適当にとること。

ハ 雪崩防止設備は、予想される雪崩の規模に応じて、種類の選定と強度の確保をはかること。

⑤ 除雪

a) 「積雪期設備」の雪卸しは1mを標準として実施すること。

b) 除雪にあたっては、偏荷重にならないようにすること。

c) 建屋と積雪との縁切りを行うこと。

⑥ 緊急措置

異常降雪時における作業中止、危険な寄宿舍、仮設物よりの一時退避について、判定する者を指名しておくこと。

なお、その判定基準を計画時検討すると共に出来得れば「計画書」への記載に努めること。

⑦ 気象観測

前記2.(1)に該当する事業については、降積雪期間中毎日降雪量、降雨量、積雪量、最高及び最低気温並びに風向を観測し記録すると共にこれらをもとにして、雪崩等の事前予知に万全を期すること。

⑧ 作業場所及び作業場所への通行等の安全確保について

a) 常時作業を行う場所、通路、道路で雪崩の発生が予想される箇所については、上部の段切、雪崩防止柵、スノーセット、防雪堤、雪崩警報器、その他雪崩災害を防止するため有効な施設を設けること。

b) 雪崩発生のおそれのある箇所の作業には見張りを配置すること。

c) 異常降雪時には作業を中止する等の措置を講じ、また、緊急に避難し得る場所もあらかじめ定めておくこと。

d) 雪崩発生の予想される天候、もしくは、その時間には作業及び通行を禁止すること。止むを得ない事情で通行する場合にはリーダーの指揮の下で集団で行動すること。

e) 通行に際しては、出発前あらかじめ到着先に予定時間を通知すること。

f) 作業現場の人員を確実に把握すること。

g) 積雪時における通路は、あらかじめ一定しておき、ロープ、標識等を整備し、通行等の安全を確保すること。

(4) 積雪期間中には工事を行わず、工事を中止し、引き上げる場合

引き上げの時期及び融雪期における乗込み工事再開時期については、過去の気象条件及びその冬の長期予報を参考にして期日を決定すること。

なお、この決定にあたっては署と十分に協議すること。

雪崩労働災害防止対策計画書

事業の種類	事業場及び工事の名称	工事を行う場所の所在地	労働者数	工事の開始及び終了予定年月日
			男 名 女 名 計 名	自 年 月 日 至 年 月 日
積雪期工事のための事務所、休憩室、寄宿等一切の建設物の構造配置図	別紙	積雪期設備の除雪に関する事項		別紙 号
積雪期設備の積雪に関する強度計画	別紙	積雪期工事における医療対策		別紙 号
積雪期設備、作業場所、通行路等を明示した地形図（等高線の入ったもの）	別紙	積雪期工事における防火対策		別紙 号
過去における雪崩、積雪等に関する調査記録	別紙	緊急時における連絡の方法		別紙 号
積雪期における雪崩防止対策（積雪期設備、通行路を防護するために設ける雪崩防止柵等の構造、配置）	別紙	雪崩地帯の通行時の安全の確保に関する事項		別紙 号

事業の名称
 事業の所在地
 事業者職氏名

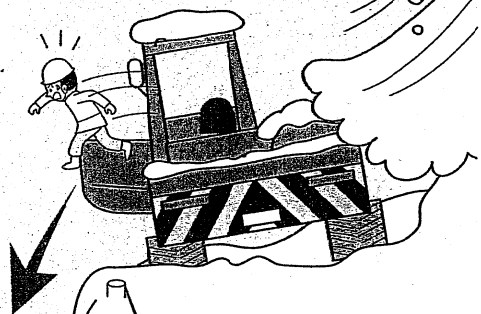
平成 年 月 日
 労働基準監督署長 殿

雪崩注意!

積雪のある建設現場で工事を行っている皆様へのお願い!

積雪の中、建設工事を行う際には、以下のことに注意し、雪崩に巻き込まれないように施工してください。

雪崩災害事例①



- ＜道路除雪＞
- 視界・誘導員は無断で現場を離れない。
 - 雪崩注意報に注意する。

雪崩災害事例②

＜道路除雪＞

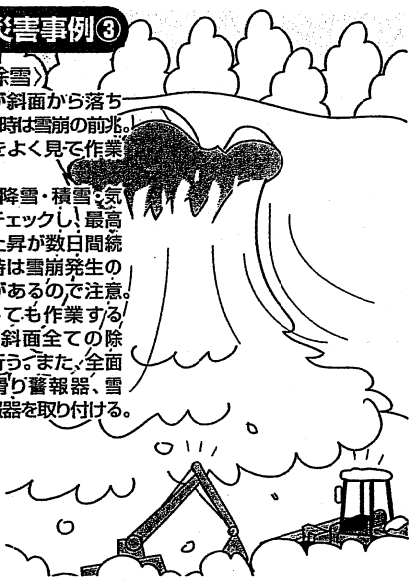
- 作業の前に作業方法、位置、避難方法を全員に徹底する。
- 雪崩防止柵があっても必ずしも安全ではないので、注意。
- 切り込みを入れた雪ブロックはそのままにせず必ず落とす。



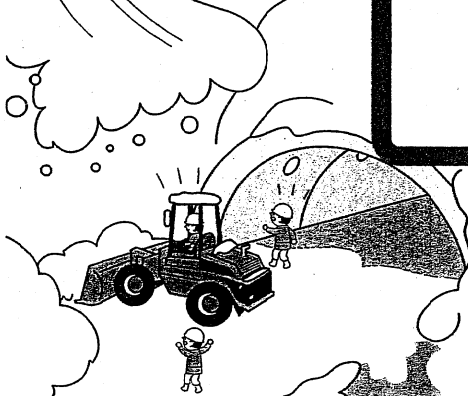
雪崩災害事例③

＜道路除雪＞

- 雪塊が斜面から落ちてきた時は雪崩の前兆。斜面をよく見て作業する。
- 毎日、降雪・積雪・気温をチェックし、最高気温上昇が数日間続いた時は雪崩発生の危険があるので注意。
- どうしても作業する際は、斜面全ての除雪を行う。また、全面に地滑り警報器、雪崩警報器を取り付ける。



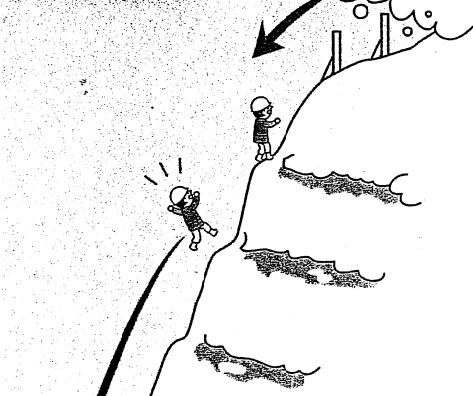
雪崩災害事例④



＜国道の除排雪＞

- 経験、判断力、責任感に優れた現場監督者、監視員を選任し、現場監督者は勝手に現場を離れない。
- 監視員は、両側に配置すること。
- 上部の除雪が可能ならば、事前に除雪すること。

雪崩災害事例⑤



＜道路除雪（スノーシールド建設準備）＞

- 積雪が1m足らずでも雪崩注意報に注意する。
- 雪崩危険箇所の作業は、単独判断せず、雪崩対策を講ずること。